



発行 東京都

目次

74

規則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則  
（総務局行政改革推進部行政改革課）……………一
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行に関する規則を廃止する規則……………二  
（総務局行政部振興企画課）……………二
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………三  
（同）……………三
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………三  
（同）……………三
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………三  
（同）……………三
- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………三  
（主税局税制部税制課）……………三
- 東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………九  
（同）……………九
- 東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇  
（同）……………一〇
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇  
（環境局環境改善部計画課）……………一〇

規則（教）

- 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に關

する条例施行規則……………二

○東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………三

訓令（教）

○東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………三

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第一百一十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（難病等により患した者等に対する医療費等の助成に関する事務）

第二条 条例別表第一の一の項及び二の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号。以下この条において「規則」という。）第五条の規定による申請（同条第四号に規定する小児精神病患者（以下単に「小児精神病患者」という。）に係る申請を除く。）の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 規則第十条の規定による申請（小児精神病患者に係る申請を除く。）の受理、当

該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 規則第十二条の二の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

四 規則第十三条の規定による届出(小児精神病患者に係る届出を除く。)の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務  
(重度心身障害者手当の支給に関する事務)

第三条 条例別表第一の三の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号。以下この条において「手当条例」という。)第四条の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 手当条例第六条第二項の規定によりなされた申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 手当条例第九条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

四 手当条例第十条に規定する状況調査を行う場合における東京都重度心身障害者手当条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第四百十一号)第十四条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

五 手当条例第十一条の規定による申請又は届出の代りがあった場合における申請若しくは届出の受理、当該申請若しくは届出に係る審査又は当該申請若しくは届出に対する応答に関する事務

(精神通院医療費の助成に関する事務)

第四条 条例別表第一の四の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号。以下この条において「規則」という。)第十五条第一項の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 規則第十八条の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

三 規則第十九条第一項の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(結核患者の医療費の助成に関する事務)

第五条 条例別表第一の五の項に規定する規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第一百十二号)第十九条の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

(情報提供を行う特定個人情報)

第六条 条例別表第二の一の項から三の項までに規定する規則で定める特定個人情報、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十九条第一項に規定する保護の実施、同法第二十四条第一項に規定する保護の開始若しくは同条第九項に規定する保護の変更、同法第二十五条第一項に規定する職権による保護の開始若しくは同条第二項に規定する職権による保護の変更又は同法第二十六条に規定する保護の停止若しくは廃止に関する情報とする。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行に関する規則を廃止する規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十七号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行に関する規則を廃止する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行に関する規則(平成十六年東京都規則第九号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十八号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

この規則は、公布の日から施行する。

第二条の表三十六の項ハ(1)中「第五条第一項」を「第五条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十九号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項中「二十八の項へ」を「二十八の項ヲ」に改め、同表十三の十の項ハ(1)中「第五条第一項」を「第五条」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十三の十の項の改正規定は、公布の日から施行する。

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則（平成十九年東京都規則第二百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則

第一条、第二条（見出しを含む。）及び第三条（見出しを含む。）中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十一号

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都税条例施行規則(昭和二十五年東京都規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第四号中「明りような」を「明瞭な」に改め、同条第五号中「日付け」を「日付」に改める。

第四十五条第一項第二号中「日付け」を「日付」に改め、同項第四号中「明りような」を「明瞭な」に改める。

第四十六条第一項一号を次のように改める。

- 一 申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次条において同じ。)(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地)

第四十七条第一項第一号中「及び住所」を「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地。次項第一号において同じ。)」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

別記第二十号様式(己) 中

事務所 係	法人番号
.....	.....

法人名	カナ	補記
漢字 (必ず記入してください。)		

を

事務所 係	管理番号	法人番号
.....	.....	.....

に改

(フリガナ) 法人名	補記
.....	.....

め、同様式備考1中「第9条の9の2第1項」を削る。

別記第二十九号の十一様式を次のように改める。

第29号の11様式 (条例第24条の17関係)

年 月 日

都税事務所長  
支 庁 長

所在地  
名称  
代表者氏名



営業所等設置等届書

都民税利子割の申告納入について下記のとおり届けます。

記

届 出 事 由	1 新設	2 異動	3 廃止	4 利子等の種別の変更
届出事由発生日	年	月	日	[異動事由]
特別徴収義務者 所在地	電話 ( )			
特別徴収義務者 店舗名				
特別徴収義務者 番号				
利子等の種別	納入方法 店舗等ごとに納入/本店等にて一括納入			
利子割の納入方法				
一括納入する特別 徴収義務者	所在地	電話 ( )		
特別徴収義務者 番号	店舗名			
摘要				

(日本工業規格A列4番)

別記第三十一号の二の様式中

法人名

を

法人名	
法人番号	

に改める。

別記第三十二号様式(乙)その一中

(フリガナ)名	
法人番号	

を

(フリガナ)名	
法人番号	

に改める。

別記第三十二号様式(乙)その二中

提出法人	(フリガナ)名	
	法人番号	

を

提出法人	(フリガナ)名	
	法人番号	

に改める。

別記第三十二号様式(乙)その三中

受 付 印	年 月 日	(フリガナ)名	電話 ( )
		本店又は主たる事務所の所在地	
		都内における主たる事務所等の所在地	電話 ( )
		(フリガナ)代表者氏名	(印)

を

※監理番号



納税義務者	フリガナの本店等のフリガナ住所フリガナ名称フリガナ法人番号	電話番号( )
-------	-------------------------------	---------

を  
に定める。

別記第百四十七号様式(の)回欄第2中「読み替えるもの」とし、「読み替えるもの」とし、法附則第15条の9第6項に規定する納税義務者が申告書に当該納税義務者の個人番号(地方税法施行規則附則第7条第8項ただし書に規定する個人番号をいう。備考4において同じ。)を記載して提出したときは、当該納税義務者の住民票の写しは、添付することを要しない旨の記載を加えるものとする。」に定める。同様式第4中「読み替えるもの」とし、「読み替えるもの」とし、法附則第15条の9第11項に規定する納税義務者が申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、当該納税義務者の住民票の写しは、添付することを要しない旨の記載を加えるものとする。」に定める。

別記第百二十三号様式(の)回欄第2中「あて」や「宛」に

氏名又は名称	を
--------	---

氏名又は名称	を
法人番号	を

に定める。

別記第百七十八号様式中「あて」や「宛」に

氏名又は名称	を
--------	---

氏名又は名称	を
法人番号	を

に定める。

別記第百八十号様式中「法人(個人)番号」や「管理番号」に

東京都 都税事務所長 あて	年 月 日
東京都都税条例第188条の23の規定に基づき、次のとおり申請します。	

を

都税事務所長 宛	年 月 日
東京都都税条例第188条の23の規定に基づき、次のとおり申請します。	

に定める。

別記第百八十四号様式(第1面)

フリガナ 名称(番号)	を
----------------	---

フリガナ 名称(番号)	を
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄として、ここから記載してください。	

に定める。同様式(第3面)中「明りような」を

「明瞭な」に定める。同様式(第2面)中「明りような」や「明瞭な」に

- 1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
  - 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し)
  - 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
- 「電子計算機処理システムの概要を記載した書類(市販のプログラムを使用する場合は不要)
- 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(又は処理委託契約書)
- 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

別記第百八十四号の三様式(第1面)

フリガナ 名称(番号)	を
----------------	---

フリガナ 名称(番号)	を
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄として、ここから記載してください。	

に定める。同様式(第3面)中「明りような」を

「明瞭な」に定める。同様式(第4面)中「明りような」や「明瞭な」に

- 「1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類  
 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）  
 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類」  
 「1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要）  
 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書）  
 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類（ ）」

別記第百八十四号の四様式中

名称（電話番号）	(フリガナ)
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	

を

別記第百八十四号の五様式中

名称（電話番号）	(フリガナ)
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	

を

別記第百八十四号の六様式中

名称（電話番号）	(フリガナ)
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	

を

別記第百八十四号の六様式中

名称（電話番号）	(フリガナ)
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	

を

別記第百八十四号の六様式中

名称（電話番号）	(フリガナ)
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	

を

別記第百八十四号の六様式中

名称（電話番号）	(フリガナ)
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	

を

- 「1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は都道府県知事の証明書  
 2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類  
 3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）  
 4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類」  
 「1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は都道府県知事の証明書  
 2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要）  
 3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書）  
 4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類（ ）」

別記第百八十七号様式(中)

法人名	法人番号	業 務	税 率	法 人	税 制	利 子	割 制	分 割	均 等	割 制	申 告
申告年度区分	課税標準額	増差税額	課税標準額	総額	増差税額	課税標準額	増差税額	課税標準額	均等割額	増差税額	申告・更正年度
申告年度区分	課税標準額	増差税額	課税標準額	総額	増差税額	課税標準額	増差税額	課税標準額	均等割額	増差税額	申告・更正年度

法人名	管理番号	法人番号	業 務	税 率	法 人	税 制	利 子	割 制	分 割	均 等	割 制	申 告
申告年度区分	課税標準額	増差税額	課税標準額	総額	増差税額	課税標準額	増差税額	課税標準額	均等割額	増差税額	申告・更正年度	
申告年度区分	課税標準額	増差税額	課税標準額	総額	増差税額	課税標準額	増差税額	課税標準額	均等割額	増差税額	申告・更正年度	

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。  
 2 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則第四十六条第一項第一号、第四十七条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号。以



下「条例」という。)第二百十四条第一項に規定する申請書又は条例第二百十五条第一項若しくは第二項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した条例第二百十四条第一項に規定する申請書又は条例第二百十五条第一項若しくは第二項に規定する届出書については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十二号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則(平成十四年東京都規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

別記第十三号の二様式(第1中)

(フリガナ) 名 称 ( 屋 号 )	
を	

(フリガナ) 名 称 ( 屋 号 )	
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	
に改め、同様式3中「第44条第1項第3号」や「第44条第3号」及び「第44条第1項第4号」や「第44条第4号」及び「明りょうな」や「明瞭な」並びに「第44条第5号」及び「第44条第5号」に改め、同様式4中「明りょうな」や「明瞭な」並び	

に改め、同様式3中「第44条第1項第3号」や「第44条第3号」及び「第44条第1項第4号」や「第44条第4号」及び「明りょうな」や「明瞭な」並びに「第44条第5号」及び「第44条第5号」に改め、同様式4中「明りょうな」や「明瞭な」並び

同様式4中「明りょうな」や「明瞭な」並び

「1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類  
2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し)  
3 記載事項を補充するために必要となる書類その他参考となるべき書類」  
「1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類(市販のプログラムを使用する場合は不要)  
2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(又は処理委託契約書)  
3 記載事項を補充するために必要となる書類その他参考となるべき書類」  
に改め。

別記第十三号の三様式(第1中)

(フリガナ) 名 称 ( 屋 号 )	
を	

(フリガナ) 名 称 ( 屋 号 )	
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	
に改める。	

別記第十三号の四様式(第1中)

(フリガナ) 名 称 ( 屋 号 )	
を	

(フリガナ) 名 称 ( 屋 号 )	
個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	
に改め、同様式3中「第44条第1項第3号」や「第44条第3号」及び「明りょうな」や「明瞭な」並びに「第44条第1項第5号」や「第44条第5号」に改め、同様式4中「明りょうな」や「明瞭な」並び	

に改め、同様式3中「第44条第1項第3号」や「第44条第3号」及び「明りょうな」や「明瞭な」並びに「第44条第1項第5号」や「第44条第5号」に改め、同様式4中「明りょうな」や「明瞭な」並び

同様式4中「明りょうな」や「明瞭な」並び

「1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類  
 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）  
 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類」  
 「1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要）  
 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書）  
 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類（  
 める。」

別記第十三号の五様式中

(フリガナ)	
名称（屋号）	
.....	
名称（屋号）	
.....	

を

(フリガナ)	
名称（屋号）	
個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
個人番号	.....
個人番号	.....
個人番号	.....
個人番号	.....
個人番号	.....

に改める。

別記第十三号の六様式中

(フリガナ)	
名称（屋号）	
.....	

を

(フリガナ)	
名称（屋号）	
個人番号	.....
個人番号	.....
個人番号	.....
個人番号	.....
個人番号	.....
個人番号	.....

に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。  
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百八十三号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
 東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十五年東京都規則第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「改め、同様式4中「地方税法施行規則第25条第6項」と「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第6項」に」を削る。  
 附則

この規則は、公布の日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
 平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百八十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の十六第三項中「第九条」を「第九条第三項」に改める。  
 第四条の十九第二項中「建物等」を「建物又は施設」に改める。  
 第六十九条第二号中「建物等」を「建物、病院及び診療所」に改める。  
 別表第十四付表中

六 老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームをいう。）

を

六 老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームをいう。）

七 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼児保

連携型認定こども園をいう。）

に

改める。

別記第一号様式の十三中「の事業所」を「の建物又は施設」に改める。

別記第七号様式その一中「及び特別養護老人ホーム」を「、特別養護老人ホーム及び幼児連携型認定こども園」に改める。

別記第十二号様式中「診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）、保育所、特別養護老人ホーム及び図書館」を「保育所、診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼児連携型認定こども園」に改める。

別記第十六号様式その一中「図書館・病院・診療所・保育所・特別養護老人ホーム」を「保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼児連携型認定こども園」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式の十三、別記第七号様式、別記第十二号様式及び別記第十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則（教）

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十六号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都東部学校経営支援センターの項中

同 水元小合学園

を

同 水元小合学園

に改める。

同 城東特別支援学校

別表第二東京都東部学校経営支援センター支所の項中

同 鹿本学園

を

同 鹿本学園

に改める。

同 城東特別支援学校

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十七号

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例(平成二十七年東京都条例第百十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号及び特定個人情報情報の利用範囲)

第二条 条例別表第一の六の項及び七の項に規定する東京都教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都条例第九十一号)第五条の授業料及び通信教育受講料(同条例第一条の授業料及び通信教育受講料をいう。

以下この条及び次条第一号において同じ。)並びに東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則(昭和三十八年東京都教育委員会規則第十三号)第四条の授業料の減免及び同規則第十条の二による通信教育受講料の減免の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱(平成二十六年十月一日二十六教学高第千二百二十二号教育長決定)による東京都国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(特定個人情報情報の提供を求める事務)

第三条 条例別表第二の一の項から三の項までに規定する東京都教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都立学校の授業料等徴収条例第五条並びに東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第四条の授業料の減免及び同規則第十条の二による通信教育受講料の減免の申請に係る審査に関する事務

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条に規定する高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をい

う。)の受給資格の認定の申請及び同法第十七条に規定する収入の状況の届出に係る審査に関する事務

三 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱による東京都国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る審査に関する事務

(委任)

第四条 この規則の施行に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十八号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同	青山特別支援学校	知的障害	小学部	を
同	青山特別支援学校	知的障害	小学部	
同	城東特別支援学校	知的障害	小学部	に
			小学部	
			中学部	
			中学部	

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令(教)

●東京都教育委員会訓令第三十一号

都 立 高 等 学 校  
都 立 中 等 教 育 学 校  
都 立 特 別 支 援 学 校  
都 立 中 学 校

東京都立学校の経営企画室に関する規程(昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月十五日

東京都教育委員会

別表四の項中「東京都立江東特別支援学校

」を

「東京都立江東特別支援学校  
東京都立城東特別支援学校

」に改める。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 五〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001